イ　上記アの変更がなされた結果、継続使用不動産が売却される場合において、実質売却価額が確定更生担保権額を上回ったとき

管財人は、本節第２・２⑴①イの定めに従い弁済する。ただし、確定更生担保権額の弁済にあたり、既払額（継続使用不動産にかかる更生担保権の弁済として決済日までに既に弁済した総額をいう。）を控除する。

ウ　上記アの変更がなされた結果、継続使用不動産が売却される場合において、実質売却価額が確定更生担保権額を下回ったとき

管財人は、本節第２・２⑴①ウの定めに従い弁済する。ただし、実質売却価額の弁済にあたり、既払額を控除するものとし、実質売却価額が既払額を下回った場合は、「不足相当部分」は既払額と確定更生担保権額の差額に相当する部分を指すものとする。

エ　実質売却価額の算定

実質売却価額の算定にあたり、控除すべき諸経費及び加算すべき果実の項目については、第２章第１節３の定めによる。ただし、控除すべき費用及び加算すべき果実の算定期間については、「管財人から更生担保権者に通知が到達した日以降、決済日前日まで」とする。

オ　継続使用不動産の売却時期と方法

管財人が、継続使用不動産の売却を決定し、これを担保権者に通知したときは、本節第２・２⑴②の定めに準じて、裁判所の許可を得て売却する。

カ　売却できない場合の措置

上記オの通知が更生担保権者に到達した日の属する月の末日から１年後の日又は平成28年４月末日のいずれか遅い日までに継続使用不動産を売却できなかった場合は、当該更生担保権者は、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。なお、当該更生担保権者が、上記期日から２週間を経過する日までに、管財人に対して書面でⅰ）の意思表示を行わない場合は、ⅱ）を選択したものとみなす。

ⅰ）当該更生担保権を放棄する。放棄した場合の処理は、本節第７の定めによるものとする。

ⅱ）上記オの通知が更生担保権者に到達した日の属する月の末日から１年２か月後の日、又は、平成28年６月末日のいずれか遅い日付で、同日現在の残更生担保権額の弁済に代えて、当該担保不動産を代物弁済により取得する。

当該更生担保権者が上記ⅱ）を選択した場合（選択したものとみなされる場合を含む。）には、代物弁済に伴う名義変更手続に要する費用は、当該更生担保権者の負担とする。

⑶　共同担保物件の取扱い

別表21「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の共同担保を構成する物件のうち一部のみが売却される場合は、本節第２・２⑴②ないし同④、及び下記①ないし④の定めが適用されるものとする。

なお、本節第２・２⑶において「最終弁済」という場合は、共同担保を構成する換価予定不動産（管財人の判断により継続使用不動産の全部又は一部が換価予定不動産に変更された場合を含む。以下同じ。）にかかる確定更生担保権に対する弁済が複数回に及ぶ場合において、最後に行われる確定更生担保権に対する弁済を指す。

①　仮払いの時期及び弁済額の算出方法

共同担保を構成する物件の一部のみが売却された場合、当該売却物件の実質売却価額が、当該売却物件にかかる確定更生担保権額を上回ったときは確定更生担保権額を、当該売却物件にかかる確定更生担保権額を下回ったときは実質売却価額を、それぞれ当該売却物件の売却の都度、当該売却物件の売却代金全額受領日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、確定更生担保権の弁済として仮払いを行う。ただし、既に他の共同担保物件が売却されている場合は、被担保債権額から既になされた仮払い額と本節第２・２⑶④の定期預金の合計額を差し引いた額を上限とする。

②　最終弁済の時期及び内容

最終弁済の具体的な時期及び内容は以下のとおりである。

ア　共同担保物件が換価予定不動産のみで構成される場合

共同担保を構成する全ての換価予定不動産について、ⅰ）売却代金（本節第２・２⑴④イの定めにより売却代金とみなされる場合を含む。以下同じ。）を全額受領し、ⅱ）本節第７の定めにより更生担保権が放棄され、又はⅲ）本節第２・２⑴③又は同④ウの定めにより代物弁済されたことにより、換価予定不動産の処理が全て終了した場合は、その処理の終了日（以下「処理終了日」という。）から３か月を経過する日の属する月の末日までに、共同担保物件にかかる確定更生担保権の最終弁済を行う。

イ　共同担保が換価予定不動産及び継続使用不動産で構成される場合

処理終了日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、換価予定不動産にかかる確定更生担保権の最終弁済を行う。

処理終了日をもって、継続使用不動産との共同担保関係は解消されたものとする。

ウ　共同担保が継続使用不動産のみで構成されていたが、その後全て又は一部が換価予定不動産へ変更された場合

管財人の判断により、共同担保を構成する継続使用不動産の全てが換価予定不動産に変更された場合は、上記アが適用され、その一部が換価予定不動産に変更された場合は、上記イが適用されるものとする。

エ　仮払い額と本節第２・２⑶④の定期預金の合計額が被担保債権額に達した場合

仮払い額と本節第２・２⑶④の定期預金の合計額が被担保債権額に達した場合は、上記アないしウの定めにかかわらず、仮払い額と本節第２・２⑶④の定期預金の合計額が被担保債権額に達した日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、共同担保物件にかかる確定更生担保権の最終弁済を行う。

③　最終弁済時の弁済額の算出方法

ア　共同担保を構成する物件の実質売却価額の合計額が確定更生担保権額の合計額を上回る場合

実質売却価額（放棄の場合は実質売却価額は０円として扱い、代物弁済の場合は更生担保権額を実質売却価額とみなす。以下同じ。）の合計額が、確定更生担保権額の合計額を上回った場合において、当該更生担保権者が下記㋐ないし㋓の債権のいずれかを有しているときは、各共同担保物件の実質売却価額のうち当該物件の確定更生担保権額を上回った超過相当部分（本節第２・２⑶④の定期預金を含む。以下同じ。）をもって、下記㋐ないし㋒の更生担保権額を債権額に応じて按分弁済し、さらに剰余がある場合は下記㋓に対する100パーセント弁済として弁済するものとし、その限度で、最終弁済期日をもって、本章第３節第１・２の定めによる免除の効力は、元本等債権区分のうち債権額の大きい区分から遡及的に失われるものとする。

その他の事項については、本節第２・２⑴①イの定めを適用する。

㋐　放棄された共同担保物件の確定更生担保権額

㋑　共同担保物件のうち実質売却価額が当該物件にかかる確定更生担保権額を下回った場合のその差額に相当する更生担保権額

㋒　本節第２・２⑶②エの場合における最終弁済時までに売却されなかった共同担保物件の確定更生担保権額

㋓　更生担保権不足額に当たる一般更生債権